　【 総務部】

|  |  |
| --- | --- |
| 件 　名 | 情報公開請求費用に含まれる消費税について |
| 申立概要  【受理6.2.21】 | 1. 京都府情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく文書交付による情報公開がなされた場合には、条例第27条により費用請求が行われており、この費用には消費税が含まれている。   情報公開に係る費用については、消費税法第６条別表第２の５のイ（３）に該当し、非課税であり、消費税が課税されていることは違法である。国税庁と協議を行ったのか。   1. 情報公開に係る費用の領収書について、「コピー代」と表現されているが、条例第27条に基づき「公文書写しの交付費用」とすべきである。 |
| 確認事項  【通知6.3.26】 | 1. 消費税の課税対象となることについては、会計課が国税庁に確認しており、同課に確認したところ、次のとおりであった。   「インボイス制度の開始に当たり、条例第27条に基づく「公文書その他の資料の写しの交付に係る費用」の課税区分について、令和４年10月20日、国税庁に相談したところ、「当該費用が手数料としての位置付けでないのであれば、消費税法第６条別表第２第５号イ及びロには該当せず、課税対象となる。」旨を確認した。」   1. 「公文書の写しの交付に要する費用」には、㋐コピー機による公文書の写しの作成に要する費用、㋑公文書の写しの送付に要する費用などがあり、「コピー代」については、㋐を端的に表記しているものである。 |